

重要

生活福祉資金（特例貸付）の申請 および受付期間について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、大分県社会福祉協議会では令和2年3月18日より緊急小口資金および総合支援資金（特例貸付）の受付をしています。

- ◆緊急小口資金と総合支援資金（特例貸付）の受付は
令和2年9月30日（水）午後5時をもって終了いたします。
期日を過ぎての申込みはできませんのでご注意ください。
- ◆郵送申請の場合、中津市社協に9月30日（水）必着です。
書類に不備等があり、書類の確認や再提出によって締切日を過ぎた場合は
借入ができないことがありますので、期日に余裕をもって申込みください。

申請受付をする際に、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった理由や、世帯の状況等を詳しくお聞きする場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

【 お申込み・お問い合わせ先 】

社会福祉法人 中津市社会福祉協議会 地域福祉課
〒871-0021 大分県中津市沖代町1丁目1号11番 教育福祉センター内

☎(0979) 26-1237、23-2095

受付時間 8:30~17:30（日祝休み・土曜は電話相談のみ受付）

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 20万円以内

※下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいる等のため、収入減少により生活費が不足するとき
- キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人
償還期限内は無利子
保証人不要

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活維持が困難となっている世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人
償還期限内は無利子
保証人不要

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

- 相談受付窓口 社会福祉法人 中津市社会福祉協議会 地域福祉課
Tel 0979-23-2095 ※24-4294、26-1237でもつながります
- 受付時間 月～土 8:30～17:30（土曜日は電話相談のみ）
※日・祝は除きます
- 場 所 中津市沖代町1-1-11 中津市教育福祉センター内